

検討事項案その23 (仲裁法制に関するとりまとめについて〔その4〕)

【 目 次 】

- 1 書面による通知の在り方について
- 2 紛争の仲裁適格について
- 3 仲裁契約の書面性について
- 4 妨訴抗弁について
- 5 仲裁権限の有無の判断について
- 6 時効の中断について
- 7 裁判所の証拠調べの援助について
- 8 仲裁判断書の預置について
- 9 仲裁契約の方式の準拠法について
- 10 裁判所の管轄について
- 11 多数当事者仲裁について

1 書面による通知の在り方について

例えば、裁判所による送達の援助について、次のような考え方はどうか。

書留郵便又は配達証明郵便により、書面による通知を受けるべき者の常居所、営業所若しくは事務所又は郵便の送達先にあてて配達を試みた書面が、通知を受けるべき者の不在又は受領拒絶により配達されなかった場合において、裁判所は、裁判所による送達を行う必要があると認めるときは、通知をすべき者の送達の援助の申立てにより、民事訴訟法の規定に従い、送達を行うものとする。

【参考】検討会資料30 1

書面による通知について、次のとおりとするものとする。

- 1 当事者間に別段の合意がある場合を除き、書面による通知は、通知を受けるべき者が通知すべき書類を受領した時にその効果を生ずる。
- 2 当事者間に別段の合意がある場合を除き、書面による通知の方法は、次のいずれかの方法による。
 - (1) 通知を受けるべき者本人に通知すべき書類を交付してする。
 - (2) 通知を受けるべき者の常居所、営業所若しくは事務所又は郵便の送達先において通知すべき書類を交付（郵便による配達及びこれに準ずる形態を含む。）する。この場合においては、通知すべき書類が交付された時に、通知を受けるべき者がこれを受領したものとみなす。
- 3 書面による通知を受けるべき者の常居所、営業所及び事務所並びに郵便の送達先が知れず、相当の調査によってもなおそれらが判明しないときは、当事者間に別段の合意がある場合を除き、通知をする者は、通知を受けるべき者の知れている最後の常居所、営業所若しくは事務所又は郵便の送達先にあてて、通知すべき書類を書留郵便によって郵送する方法その他配達を試みたことの記録を残すことができる方法で発送することができる。この方法により通知すべき書類を発送したときは、当該書類が通常到達すべきであった時に、通知を受けるべき者がこれを受領したものとみなす。
- 4 当事者間に別段の合意がある場合を除き、当事者は、裁判所に対し、裁判所による援助の一環として、民事訴訟法の規定に従い、通知すべき書類の送達を行うことを求める申立てをすることができるものとするかどうか。
- 5 1から3までの規律は、裁判所の手続に関する通知には適用しない。

2 紛争の仲裁適格について

仲裁契約は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる事項に関する紛争を対象とする場合に、その効力を有するものとする。

【参考】検討会資料30 1

仲裁契約は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる事項に関する紛争を対象とする場合に、その効力を有するものとする。

3 仲裁契約の書面性について

仲裁契約の書面性について、「当事者間の取引等の契約又は独立の仲裁契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約又は独立の仲裁契約の一部とする趣旨のものである限り、当該

取引等の契約又は独立の仲裁契約が口頭若しくは意思の実現たる行為により、又はその他の書面以外の手段で締結された場合であっても、書面による仲裁契約があるものとする」との案は、今回の立案にあたっては採用しないこととする。

【参考】検討会資料30 2

仲裁契約の方式については、次のとおりとするものとする。

- 1 仲裁契約は、書面によってしなければならない。
- 2 (1) 両当事者の署名した文書、当事者間で交換された文書による場合のほか、電子的、光学的又はこれらと類似する方法で作成され、送受信される等した情報であり、合意の記録となり、又は後の参照に供することのできる媒体等（例えば、テレックス、電報、ファクシミリ、電子データ交換（EDI）、電子メールなど）を用いた仲裁契約は、書面によるものとする。
 - (2) 仲裁申立書及び答弁書が交換され、それらの書面において、当事者の一方が仲裁契約の存在を主張し、他の当事者がこれを否認していない場合には、書面による仲裁契約があるものとする。
 - (3) 当事者間の取引等の契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その契約が書面でされ、かつ、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約の一部とする趣旨のものである場合には、書面による仲裁契約があるものとする。

4 妨訴抗弁について

仲裁契約が存する旨の妨訴抗弁は、当事者が本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をする前に提出しなければならないものとし、「ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでないものとする。」とのただし書きは、採用しないこととする。

【参考】検討会資料30 3

- 1 仲裁契約が存する旨の妨訴抗弁は、当事者が本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をする前に提出しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでないものとする。
- 2 仲裁契約の存することが認められるときは、裁判所は、訴えを却下するものとする。

5 仲裁権限の有無の判断について

仲裁権限の有無の判断について、モデル法の規律に従い、仲裁廷が中間の争い

に関する判断として、仲裁権限を有する旨の判断をしたときは、裁判所に対し、仲裁権限の有無についての決定を求める申立てをすることができるものとし、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の判断をしたときは、裁判所に対して申立てをすることができないものとする。

【参考】検討会資料30 1

- 1 仲裁廷は、付託された紛争について仲裁を行う権限（以下「仲裁権限」という。）の有無についての判断（当事者の仲裁契約の不存在又は無効の主張についての判断を含む。）をすることができるものとする。
- 2 仲裁廷が仲裁権限を欠く旨の主張（以下「仲裁権限欠缺の主張」という。）は、本案について答弁をした後は、することができないものとする。ただし、当事者が仲裁人を選定し、又は仲裁人の選定に関与した場合においても、この主張は、妨げられないものとする。
- 3 仲裁廷が仲裁権限を超えて仲裁を行っている旨の主張（以下「仲裁権限踰越の主張」という。）は、その事由が生じた後、速やかにされなければならないものとする。
- 4 仲裁廷は、2又は3による規律に反し、仲裁権限欠缺の主張が本案についての答弁後にされた場合又は仲裁権限踰越の主張が時機に後れてされた場合においても、その主張が遅延したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、これを許すことができるものとする。
- 5 仲裁廷は、2又は3記載の主張について、中間の争いに関する判断として、又は本案に関する仲裁判断において判断することができるものとする。
- 6 5により仲裁廷が、中間の争いに関する判断として、仲裁権限を有する旨の判断をしたときは、当事者は、当該中間の争いに関する判断の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、仲裁権限の有無についての決定を求める申立てをすることができるものとする。また、この決定に対しては、不服を申し立てることはできないものとする。
- 7 仲裁廷は、6による裁判所の決定がされるまでの間、仲裁手続を進め、仲裁判断をすることができるものとする。

6 時効の中断について

当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁手続は、紛争を仲裁に付する申出を相手方が受領した日に開始するものとし、仲裁手続は、その開始の時に時効中断の効力を生ずるものとするかどうか。

【参考】検討会資料30 1

- 1 仲裁の目的となっている権利の消滅時効の中断及びその時期について、どのように考えるか。
（甲案）

仲裁手続は、その開始の時に時効中断の効力を生ずるものとする。ただし、当事者間の合意により、仲裁手続の開始時期として、仲裁に付する申出を発信する前の時期が定められたときその他相手方がこの申出を知り得ることが確実であるとは認められない時期が定められたとき及び相手方が仲裁に付する申出を受領した時点より後の時点が定められたときは、相手方が仲裁に付する申出を受領した時点で時効中断の効力を生ずるものとする。

(注) 仲裁手続の開始については、「当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁手続は、紛争を仲裁に付する申出を相手方が受領した日に開始するものとする。」といった案(中間とりまとめ第1編第5〔4〕1参照)が考えられる。

(乙案)

- (1) 相手方が仲裁に付する申出を受領したときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があったものとみなすものとする
- (2) 前項の規定にかかわらず、仲裁機関を利用して行う仲裁については、仲裁機関に対して仲裁に付する申出をした時に、裁判上の請求があったものとみなすものとする(相手方が仲裁に付する申出を受領しなかった場合を除く。)。ただし、当事者間において、一方の当事者が仲裁に付する申出を仲裁機関に対して行い、仲裁機関がこれを他の当事者に通知することを合意した場合に限るものとする。

7 裁判所の証拠調べの援助について

(1) 即時抗告について

下記3項において、即時抗告を認めることとする。

(2) 海外からの援助申立てについて

海外からの援助申立てについて規定を設けないこととする。

【参考】検討会資料30 2

- 1 仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、裁判所に対し、仲裁廷が必要と認める証拠調べで仲裁廷がすることができないものの援助の申立てをすることができるものとする。
- 2 裁判所は、1の申立てについて、決定で裁判をするものとする。
- 3 1の申立てを却下する裁判に対しては、抗告を申し立てることができるものとするかどうか。
- 4 この法律に特別の定めがある場合を除き、裁判所が援助として行う証拠調べに関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第2編第3章の規定を準用するものとする。
- 5 仲裁人は、証拠調べに立ち会い、裁判長に証人若しくは鑑定人に対する発問を求め、又は裁判所の許可を得て、これらの者に対し、直接問いを発することができるものとする。
- 6 仲裁廷及び仲裁事件の当事者は、裁判所書記官に対し、援助として行った証拠調べに関する記録の閲覧・謄写等を求めることができるものとする。

8 仲裁判断書の預置について

仲裁判断書の預置制度は，これを廃止するものとする。

【参考】検討会資料3 2 2

仲裁判断書の預置制度は，これを廃止するものとするかどうか。

9 仲裁契約の方式の準拠法について

仲裁契約の方式について，抵触法的処理をするものとする。

【参考】検討会資料3 3 2

仲裁契約の方式につき，抵触法的処理をするか，抵触法的処理をせず，新仲裁法の定めによるものとするかについては，なお検討する。

10 裁判所の管轄について

管轄違いによる移送の他に裁量移送を認める対象を，仲裁判断の取消しの裁判並びに仲裁判断の承認及び執行の裁判に限るものとする。

【参考】検討会資料3 3 1

1（事物管轄について）

新仲裁法上裁判所の権限とされている事項については，地方裁判所に事物管轄があるものとする。

2（土地管轄について）

(1) 裁判所の援助関係その1（仲裁人の選定，仲裁人の忌避，仲裁人の解任決定，仲裁廷の仲裁権限の有無についての決定）

ア 仲裁地が日本にある場合には，上記各事項に係る申立ては，次に掲げるいずれかの裁判所にすることができるものとする。

a 当事者が合意により定めた地方裁判所

b 仲裁地を管轄する地方裁判所

c 相手方当事者の住所又は居所（法人その他の社団又は財団にあっては，その主たる事務所又は営業所，事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担

当者の住所)を管轄する地方裁判所

イ 仲裁地が未定である場合には、日本国内にない地を仲裁地として定める旨の合意があるときを除き、上記各事項(注:仲裁廷の仲裁権限の有無についての決定を除く。)に係る申立ては、次に掲げるいずれかの裁判所にすることができるものとする。

a 相手方の住所又は居所(法人その他の社団又は財団にあっては、その主たる事務所若しくは営業所又は代表者その他の主たる業務担当者の住所)の所在地を管轄する地方裁判所

b 申立人の住所又は居所(法人その他の社団又は財団にあっては、その主たる事務所又は営業所、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所)の所在地を管轄する地方裁判所

(2) 裁判所の援助関係その2(証拠調べの援助)

証拠調べの援助の申立ては、次に掲げるいずれかの裁判所にすることができるものとする。

ア 仲裁地を管轄する地方裁判所

イ 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証物の所在地を管轄する地方裁判所

(3) 仲裁判断取消しの裁判

(1)アに掲げる地方裁判所に申立てをすることができるものとする。

(4) 仲裁判断の承認及び執行の裁判

(1)アに掲げる地方裁判所又は請求の目的若しくは差し押さえることができる相手方の財産の所在地を管轄する地方裁判所に申立てをすることができるものとする。

3(移送について)

(1) 裁判所は、2の各申立てに係る裁判の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送するものとする。

(2) 裁判所は、2(3)又は(4)の各申立てに係る裁判がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、裁判の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

(3) 2(3)又は(4)の各申立てに係る裁判についての移送の決定及び移送の申立てを却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

11 多数当事者仲裁について

第三者が既存の仲裁手続に参加する場合及び仲裁手続の併合の場合について規律しないものとする。

【参考】検討会資料33 1

多数当事者仲裁について、次のとおりとすることはどうか。

1(当初から3人以上の者を当事者として仲裁を行う場合について)

3人以上の者を当事者として仲裁手続を開始するについては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 仲裁契約の当事者は、3人以上の者を当事者として同一の仲裁手続によって紛争を解決する旨の合意があるときは、これらの者を当事者とする仲裁の申立てをすることができる。
 - (2) 仲裁人の数及び選定手続は、当事者が合意により定めるところによる。この合意が成立せず、又は当事者が合意により定めた仲裁人選定手続によっては必要な数の仲裁人が選定されないときは、当事者の申立てに基づき、裁判所が仲裁人の数を定め、又は必要な数の仲裁人を選定する。
 - (3) (2)の裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- 2 (第三者が既存の仲裁手続に参加する場合について)
- 第三者が仲裁手続に参加するについては、次の各号に定めるところによるものとする。
- (1) 第三者は、仲裁手続の当事者〔全員〕の同意があるときは、仲裁廷の許可を得て、当事者（申立人）として当該仲裁手続に参加することができる。
 - (2) 仲裁手続の当事者は、他の当事者及び第三者の同意があるときは、仲裁廷の許可を得て、第三者を当事者（相手方）として当該仲裁手続に参加させることができる。
 - (3) 仲裁廷は、仲裁手続が遅延するおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、(1)又は(2)の許可を与えないことができる。
- 3 (仲裁手続の併合について)
- 複数の仲裁手続の併合については、次に定めるところによるものとする。
- (1) 仲裁手続の当事者は、仲裁廷に対し、他の仲裁手続を自己の仲裁手続に併合することを求める申立てをすることができる。ただし、両手続の当事者〔全員〕の同意があるときに限る。
 - (2) 仲裁廷は、仲裁手続が遅延するおそれがあるときその他相当でないと認めるときは、仲裁手続の併合をしないことができる。
 - (3) 仲裁手続が併合されたときは、他の仲裁手続を併合した仲裁手続の仲裁廷が審理及び仲裁判断を行う。